

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	土壤汚染状況調査の命令（法第5条）	根拠条項	第5条第1項				
処分基準	<p>土壤汚染対策法第5条 （土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査） 都道府県知事は、法第3条第1項本文及び前条第2項に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第3条第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p> <p>土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号） （土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準） 第3条 法第5条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 次のいずれかに該当すること。 イ 当該土地の土壤の特定有害物質（法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める準に適合しないことが明らかであり、当該土地の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。 ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土地の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。 ハ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第5条第1号ロにおいて同じ。）であること。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	土壤汚染状況調査の命令（法第5条）	根拠条項	第5条第1項				
処分基準	<p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。</p> <p>ロ 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項 ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること。</p> <p>○土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号） （土壤汚染状況調査の命令） 第4条 法第5条第1項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 一 法第5条第1項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類 二 法第5条第1項の規定による報告を行うべき期限 2 前項第一号に掲げる土地の範囲及び特定有害物質の種類は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。</p> <p>○土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号） （土壤汚染状況調査の対象となる土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準） 第28条 令第3条第一号イの環境省令で定める基準は、土壤溶出量基準とする。 2 令第3条第一号ハの環境省令で定める基準は、土壤含有量基準とする。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	土壤汚染状況調査の命令（法第5条）	根拠条項	第5条第1項				
処分基準	<p>（地下水の水質の汚濁に係る限度） 第29条 令第3条第一号イの環境省令で定める限度は、地下水基準とする。</p> <p>（地下水の利用状況等に係る要件） 第30条 令第3条第一号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。</p> <p>一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>二 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口</p> <p>三 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次